

白杵市「中間前金払」事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白杵市公共工事請負契約約款(以下「約款」という。)第35条に定める中間前金払(以下「中間前金払」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象となる工事は、白杵市が発注する請負代金の額が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製作を除く。以下同じ。)であって、契約時に約款第34条に定める前金払を請求済みの工事で、原則として年度内完成工事に係るものとするが、繰越明許費に指定された経費による工事及び翌年度にわたって債務を負担することにした工事についても対象とする。

(対象となる経費の範囲等)

第3条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額(債務負担行為に係る契約分は、当該年度の出来高予定額)が300万円以上の土木建築に関する工事であって、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項に準じ、以下の要件に該当するものに係る当該工事の材料費等(同附則第3条第1項に規定する当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用)に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1(債務負担行為に係る契約分は、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為にあっては、出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金の額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第5条 2以上の会計年度にわたる継続事業に関する支払方法等は以下のとおりとする。

(1) 約款第40条および第41条に規定のとおり、債務負担行為に係る契約分については、その年割額(各会計年度における支払限度額のこと。以下、「年割額」とする。)が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。

(中間前金払の認定)

第6条 請負者から認定の請求があった場合は、以下の各号に注意し処理を行う。なお、本条の規定は出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

(1) 請負者から中間前金払認定請求書(様式第1号)の提出により認定の請求があったときは、第3条に掲げるすべての要件に該当する場合に限り受理するものとし、認定請求書に添付される工事履行報告書(様式第1号の2)における請求要件等の確認は、約款第9条に定める監督員が行うものとする。なお、工事履行報告書の作成にあたっては、土木工事の施工管理基準及び規格値(大分県)の中の工事月報及び工事履行報告書作成要領(以下「作成要領」という。)によるものとし、土木工事以外の工事については、作成要領を参考に運用するものとする。また、第3条による作業経費の実績については、同条第2号による工事实績の確認ができる場合、明らかに請負代金の額の2分の1を下回るときを除き、確認できたものとみなす。この場合の留意点は以下のとおりとする。

ア 進捗が金額面でも2分の1以上であることを確認するためには、工事履行報告書を毎月提出させることとし、その認定は、認定請求書の作成日時点における出来高割合に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

イ 工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができるものとする。

(2) 事業担当課に対する中間前金払認定の請求があった場合は、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に、(入札案件の場合は契約検査課へ検査依頼を目的とした回議、および監督員の所属する工事施行担当課への履行状況等確認依頼を目的とした合議を経て、)事業担当課長の決裁を受け、中間前金払認定通知書(様式第2号)により結果を通知するものとする。ただし、請負者が提出する資料について、内容の不備や提出の遅滞があったとき、又は連休期間前その他特別の事情がある場合はこの限りではない。なお、同通知書の交付控えについては、事業担当課において保管するものとする。

(中間前金の支払)

第7条 請負者は、保証事業会社の発行する保証証書(中間前払)を発注者に寄託し、中間前金の支払請求を行うものとする。

2 発注者は、請負者から中間前金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から20日以内に支払うこととする。

(部分払との併用)

第8条 約款第38条および第42条に規定の部分払については、請負代金額もしくは年割額に対して、支出済みの中間前金等を控除してなお出来高として認める部分払い対象がある場合に限り、併用して請求できるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(来歴)

平成20年4月1日 策定

令和 5年7月1日 改訂(告示廃止)

令和 6年4月1日 改訂(様式変更等)

年 月 日

(発注者)

臼杵市長 中野 五郎 様

(受注者)

住所(所在地)

商号又は名称

代表者 氏名

中間前金払認定請求書

下記工事について、請求要件を満たすため、添付書類を添えて中間前金払の認定を請求します。

契約日	
工事名	
工事場所	
工期	自 至
請負代金額	

※添付書類:工事履行報告書・工程表等

【請求要件】

- ① 工事一件の請負代金の額が、300万円以上の土木建築に関する工事であること。
- ② 工期の1/2を経過していること。
- ③ 工程表により工期の1/2を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の1/2以上の額に相当するものであること。

※工事担当課は、上記「請求要件」を満たしていることを相互確認のうえで本書を正式受領すること。

工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程(%) ()は工程変更後	実施工程 (%)	備 考
(記事欄)			

監督員	副監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

令和 年 月 日

(受注者)

住所(所在地)

商号又は名称

代表者 氏名

様

(発注者)

中間前金払認定通知書

下記工事についてその進捗等を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定したので通知します。

契約日		
工事名		
工事場所		
工期	自 至	
前払請求可能額		摘要
請負代金額	円	
請負代金額×0.6	円	
支払済前払金	円	
今回請求可能額	円	

※契約約款の規定により、中間前金までの請求・支払合計は「請負/代金額の6割」以内となりますので、今回請求可能額は単純に2割とならない場合があります。

※本書に修正痕跡等の不審な点がある場合は、刑法第155条「公文書偽造」対象となる可能性がありますので 発注者(担当部局)までご連絡ください。
(市での内部決裁において「控え」が保存されていますので照合いたします)